

平成25年6月20日

事業主・保険推進委員・事務担当者 各位

大阪府建築厚生年金基金

厚生年金保険法等改正法案の成立について（ご案内）

拝啓 平素は基金運営への格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標題の件につきまして、当基金で現在把握している内容等を下記のとおり
ご報告申し上げます。

敬 具

記

【1. 経緯】

今般、6月19日の参議院本会議にて、厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法案（※）が、可決されました。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

平成26年4月1日施行を予定しておりますが、具体的な取扱いについては、夏頃に意見募集が開始され、今後政省令・通知等で示される予定です。

【2. 厚生年金基金制度の見直しについて】

今回の法改正は、厚生年金基金制度の全面廃止ではなく、一定の要件を満たせば、厚生年金基金制度を存続することが認められる内容となりました。以下、主な点を記載いたします。

- （1）施行日から5年後以降は、代行割れを未然に防ぎ公的年金の健全性を確保する観点から、以下の存続要件を満たさない基金に厚生労働大臣が解散命令を発動することができることとされました。

○存続の要件は次のいずれかを満たすこと。

- ・純資産（時価）が最低責任準備金の1.5倍以上
- ・純資産（時価）が最低積立基準額以上

- （2）代行割れ基金の解散を促すために、施行日から5年間の時限措置として、

特例解散制度が見直され、「連帯債務制度の解消」や「分割納付の期間延長」等が盛り込まれました。

- (3) 上乘せ給付の受給権保全を支援するために、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行をしやすい措置が設けられました。

【3. 今後の対応について】

当基金といたしましては、現時点における基金の方向性について、代議委員会を軸に検討をしておりますが、今後の方向性や対応などについて、詳細に検討をしてみたいと存じます。

適宜、設立事業所の皆様には、ご連絡させていただきますので、引き続きご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<ご連絡先>

大阪府建築厚生年金基金

TEL 06-6943-6462

以上